

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業確認指導監査

実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項、第38条第1項及び第50条第1項の規定により市が行う質問、立入り及び検査等（以下「指導等」という。）について、必要な事項を定める。

(指導等の目的)

第2条 指導等は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

(指導等の方針)

第3条 指導等により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対し、法第33条及び第45条に定める特定教育・保育施設等の設置者及び事業者（以下「設置者等」という。）の責務、伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢原市条例第17号。以下「確認基準」という。）、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）等（以下これらを「内閣府令等」という。）に定める特定教育・保育

等の提供及び施設・事業所（以下「施設等」という。）の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項（以下「運営基準」という。）について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図る。

（指導等の形態）

第4条 指導等の形態は、次のとおりとする。

- （1）集団指導 市が、特定教育・保育施設等に対して、内閣府令等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- （2）実地指導 市は、特定教育・保育施設等に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合、内閣府令等の遵守に関して、各種指導等を行う。

（指導等の対象の選定）

第5条 指導等は、全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、次の選定基準により一定の計画に基づいて実施する。

- （1）集団指導の選定基準 集団指導は、新たに開所した特定教育・保育施設等については、開所からおおむね1年以内に実施するほか、特定教育・保育の提供、施設等の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。
- （2）実地指導の選定基準 実地指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象に、次のとおり定期的かつ計画的に行う。
 - ア 原則として2年に1度実施することとし、毎年度、市が対象となる特定教育・保育施設等を神奈川県と相談しつつ、選定する。
 - イ 実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題がある等により引き続き指導等が必要と認められる特定教育・保育施設等については、翌年度において実施することができる。
 - ウ その他特に実地指導が必要と認められる特定教育・保育施設等を対象に

実施する。

(指導等の方法等)

第6条 指導等の方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知 市は、集団指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を特定教育・保育施設等確認指導（集団指導）の実施について（通知）（第1号様式）により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

イ 実施方法 市が、特定教育・保育の提供、施設等の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

(2) 実地指導

ア 実施通知 市は、実地指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の実施について（通知）（第2号様式）により当該設置者等に通知する。

イ 実施方法 市が、設置者等から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。

ウ 結果通知 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の結果について（通知）（第3号様式）により通知を行うものとする。なお、改善を要すると認められる事項がない場合は、特定教育・保育施設等確認指導・監

査の結果について（通知）（第４号様式）により通知を行うものとする。

エ 改善報告書の提出 特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の結果により通知した文書指摘事項については、特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項等に関する報告書について（提出）（第５号様式）により通知から６０日以内に改善報告を求める。

（監査への変更）

第７条 実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、次条以下に規定するところにより、直ちに監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

（県への情報提供）

第８条 市は、神奈川県に対して、著しい運営基準違反や不正に該当する状況を確認した場合は、集団指導の概要、実地指導の指導結果の通知及び改善報告書の概要について、情報提供を行う。

（監査の目的）

第９条 監査は、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の適正化を図ることを目的とする。

（監査の方針）

第１０条 監査により、特定教育・保育施設等について、第１３条に規定する行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講じる。

(監査対象の選定)

第 1 1 条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行う。なお、特に第 3 号の情報に基づく場合には、事案の緊急性や重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行う。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す設置者等に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報 法第 1 4 条第 1 項の規定により行った実地指導において、特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報 死亡事故等の重大事故の発生又は当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命、心身又は財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(4) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

(監査の方法等)

第 1 2 条 監査の方法等は、次のとおりとする。

(1) 実施通知 市長は、監査を行うことを決定したときは、監査の根拠規程、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を特定教育・保育施設等確認監査の実施について（通知）（第 6 号様式）により設置者等に対して通知するものとする。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りでない。

(2) 実施方法 前条に規定する監査対象の選定基準を踏まえ、特定教育・保育

施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に係りのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。確認権限のない市町村の違反疑義等に関する情報を得た場合には、確認権限のある市町村に対し、当該情報を共有する。

(3) 結果通知 監査の結果、次条第1号に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合及び施設型給付費等の返還を要すると認められる場合は、後日、特定教育・保育施設等確認監査の結果について（通知）（第7号様式）によりその旨の通知を行う。なお、改善を要すると認められる事項がない場合は、特定教育・保育施設等確認指導・監査の結果により通知を行うものとする。

(4) 改善報告書の提出 特定教育・保育施設等確認監査の結果により通知した文書指摘事項については、通知から60日以内に特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項等に関する報告書により改善報告を求める。

（行政上の措置）

第13条 違反疑義等が認められた場合には、次のとおり、法第39条及び第51条並びに第40条及び第52条の規定により行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告 市長は、設置者等に法第39条第1項及び第51条第1項に定める確認基準違反等が認められた場合、当該設置者等に対し、特定教育・保育施設等確認監査の結果について（勧告）（第8号様式）により速やかに基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。勧告を受けた場合において、当該設置者等は、通知から60日以内に特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項等

に関する報告書により改善報告書を提出するものとする。

- (2) 命令 設置者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置を取らなかったときは、市長は、当該設置者等に対し、特定教育・保育施設等確認監査の結果について（命令）（第9号様式）により速やかにその勧告に係る措置を取るべきことを命令することができる。なお、命令を行った場合には、その旨を公表するとともに、遅滞なくその旨を当該特定教育・保育施設等の許可等を行った都道府県知事等に通知しなければならない。命令を受けた場合において、当該設置者等は、通知から60日以内に特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項等に関する報告書により報告を行うものとする。

- (3) 確認の取消し等 確認基準違反等の内容が、法第40条第1項各号及び第52条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）とすることができる。確認の取消し等をしたときは、遅滞なく当該設置者等の名称等を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

（聴聞等）

第14条 市長は、監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

（不正利得の徴収）

第15条 市長は、勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付

費等の全部または一部について、同条第1項の規定による不正利得の徴収として徴収を行う。

- 2 市長は、命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について前項の規定により不正利得の徴収を求める際には、原則として、法第12条第2項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるようにする。

(県への情報提供)

第16条 市は、神奈川県に対して、必要に応じて、監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに賃金改善報告書の概要について情報提供を行うものとする。

(重大事故が発生した特定教育・保育施設等に係る留意点)

第17条 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策についての当該特定教育・保育施設等における対応状況等を確認する。

- 2 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、今後の指導等に反映させる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるほか、指導監査に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則 (令和3年3月31日告示第56号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

様

伊勢原市長



年度特定教育・保育施設等確認指導（集団指導）の実施
について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により、次のとおり確認指導（集団指導）を実施しますので通知します。

確認指導（集団指導）当日における職員の出席について、御配慮願います。

- (1) 対象施設
- (2) 日 時
- (3) 場 所
- (4) 内 容

（事務担当は、 ）

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

様

伊勢原市長



年度特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の実施
について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により、次のとおり確認指導（実地指導）を実施しますので通知します。

確認指導（実地指導）に際しては、事前に提出していただく資料、指導監査当日に準備していただく書類がありますので、御協力をお願いいたします。

また、確認指導（実地指導）当日における職員の出席について、御配慮願います。

- (1) 対象施設
- (2) 指導監査の種別
- (3) 日時
- (4) 場所
- (5) 事前に提出する資料及び提出期限
- (6) 当日に準備すべき書類

（事務担当は、 ）

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

様

伊勢原市長



年度特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の結果
について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により実施した確認指導（実地指導）の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり通知します。

1 当該確認指導について

実施年月日	
対 象 施 設	

2 確認指導（実地指導）の結果について

該当の有無	結果の区分
☐ 有 ・ ☐ 無	別紙1のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項等に関する報告書にて報告してください。
☐ 有 ・ ☐ 無	別紙1のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

（事務担当は、 ）

別紙 1

特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）指摘事項等

対 象 施 設	
確認指導実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

第4号様式(第6条、第12条関係)

年 月 日

様

伊勢原市長



年度特定教育・保育施設等確認指導・監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項、第38条第1項及び第50条第1項の規定により実施した確認指導・監査の結果、改善を要する事項はありませんでした。

当該確認指導・監査について

実施年月日	
対 象 施 設	
確認指導・監査の種別	

（事務担当は、 ）

第5号様式（第8条、第12条、第13条関係）

年 月 日

伊勢原市長 殿

設置者住所

設置者名

事業所住所

事業所名

代表者氏名

㊞

年度特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項等に
関する報告書について（提出）

年 月 日付けで通知のありました改善報告を要する指摘事項
等については、別紙2「特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項等改善
報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

別紙 2

特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項等改善報告書

対 象 施 設	
確認指導・監査結果通知日	
確認指導・監査の種別	

改善報告を要する事項	改善した内容

第6号様式(第12条関係)

年 月 日

様

伊勢原市長



年度特定教育・保育施設等確認監査の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第38条第1項及び第50条第1項の規定により、次のとおり確認監査を実施しますので通知します。

確認監査当日における職員の出席について、御配慮願います。

- (1) 対 象 施 設
- (2) 日 時
- (3) 場 所
- (4) 目 的
- (5) その他連絡事項

（事務担当は、 ）

第7号様式(第12条関係)

年 月 日

様

伊勢原市長



年度特定教育・保育施設等確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第38条第1項及び第50条第1項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり通知します。

1 当該確認指導について

実施年月日	
対 象 施 設	

2 確認指導（実地指導）の結果について

該当の有無	結果の区分
☐ 有 ・ ☐ 無	別紙3のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項等に関する報告書にて報告してください。
☐ 有 ・ ☐ 無	別紙3のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

（事務担当は、 ）

別紙 3

特定教育・保育施設等確認監査指摘事項等

対 象 施 設	
確認監査実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

第8号様式(第13条関係)

年 月 日

様

伊勢原市長



年度特定教育・保育施設等確認監査の結果について（勧告）

子ども・子育て支援法第38条第1項及び第50条第1項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり改善を勧告します。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項等に関する報告書にて報告してください。

なお、勧告に従わないまま期限を過ぎた場合は、同法第39条及び第51条（勧告、命令等）並びに第40条及び第52条（確認の取消し等）の規定により、その旨の公表、改善命令及び確認の取消しを行う場合があります。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設	

2 改善勧告の内容について

改善を要する事項	根拠法令

（事務担当は、 ）

第9号様式(第13条関係)

伊指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長



年度特定教育・保育施設等確認監査の結果について（命令）

子ども・子育て支援法第38条第1項及び第50条第1項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり改善を命じます。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項等に関する報告書にて報告してください。

なお、命令に従わないまま期限を過ぎた場合は、同法第39条及び第51条（勧告、命令等）並びに第40条及び第52条（確認の取消し等）の規定により、その旨の公表及び確認の取消しを行う場合があります。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設	

2 改善勧告の内容について

改善を要する事項	根拠法令

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分を知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、伊勢原市を被告として（訴訟において市を代表とする者は伊勢原市長となります。）、提起することができます。ただし、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）